

パートタイム労働者※ の健康診断を実施しましょう

正社員の週所定労働時間の**3/4以上働く**パートタイム労働者に対しては、健康診断を実施する**義務**があります。

正社員の週所定労働時間の**1/2以上3/4未満働く**パートタイム労働者に対しては「健康診断を実施するのが**望ましい**」とされています。

一般健康診断の実施義務等

契約形態		正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間が1年以上の 有期契約（契約更新により 1年以上になる場合を含む）			○契約期間が6月以上1 年未満の有期契約（契約 更新により6月以上になる 場合を含む）		
週所定労働時間（比率） （対正社員）		1	3/4 以上	1/2以上 3/4未満	1/2 未満	3/4 以上	1/2以上 3/4未満	1/2 未満
一般 健康 診断	雇入時の健康診断	◎				△		
	定期健康診断 （1年以内に1回）					△		
	特定業務※への配置換え時 に行う健康診断		◎	○	△	◎	○	△
	特定業務従事者の定期健康 診断（6月以内に1回）					◎	○	△

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成5年12月1日基発第663号）により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務（深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務等）

※ パートタイム労働者とは、1週間の所定労働時間が正社員に比べて短い労働者をいいます。

健康診断の費用負担等

(1) 労働安全衛生法に基づき実施される健康診断の費用

労働安全衛生法の義務に基づいて実施される健康診断の費用は、事業者が負担すべきものです。

(2) 一般健康診断の受診時の賃金支払い

受診時に要した時間の賃金は、労使協議により定めるべきものですが、受診に要した時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとされています。

事業者健診の優先等について

(1) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）の対象者については、事業者健診（労働安全衛生法に基づく一般健康診断）を優先していただき、特定健康診査と共通する検査項目は、保険者に対して定期健康診断の結果を提供することにより、重複実施を避けることができます。

(2) 生活習慣病を予防するために実施される健康診断（健康保険法第150条）を、事業者が実施する一般健康診断として労働者に受けさせる場合には、

- ①業務歴の調査等労働安全衛生法で定められた健診項目を満たす必要があること
- ②その費用は事業者が負担する必要があること
- ③事業者は健康診断個人票を5年間保存する義務があること

に留意してください。

